



公告

平成17年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり行います。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

1 試験日時

平成17年10月23日(日)午前10時から12時まで

2 試験会場

次のうち、受験者が希望する試験地の試験会場(法定資格取得者(介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱(平成11年4月2日付老企第316号厚生省老人保健福祉局長通知)第3に規定する者をいう。以下同じ。)のうち保健医療サービスの知識等の基礎の出題分野のみが解答免除となる者以外は、松本市を希望することはできません。)とします。ただし、試験会場の都合により受験者が希望した試験地以外の試験地の試験会場になることがあります。

試験地	試験会場
長野市	長野吉田高等学校
豊科町	豊科高等学校
松本市	看護総合センターながの
上田市	長野大学
伊那市	伊那弥生ヶ丘高等学校

3 受験資格

勤務地が県内にある者(勤務していない場合は、住所が県内にある者)で、介護支援専門員に関する省令(平成10年厚生省令第53号)第1条第1項の要件に該当する者(業務従事期間については、平成17年10月22日までに該当することとなる者を含む。)であること。

4 試験の方法等

(1) 試験の方法

五肢複択方式及び五肢択一方式による筆記試験とします(60問、2時間)。

(2) 試験問題の出題範囲及び出題数

ア 介護支援分野(25問)

(7) 介護保険制度に関する基礎的知識

(4) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

(9) 居宅・施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

イ 保健医療福祉サービス分野(35問)

(7) 保健医療サービスに関する基礎的知識及び技能

(4) 福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

(3) 法定資格取得者の一部解答免除

法定資格取得者については、次のとおり一部解答を免除します。

試験時間は、2時間から免除された問題1問につき2分を差し引いた時間とします。

区分	出題分野等	試験問題数 (60問)	介護支援分野 (25問)	保健医療福祉サービス分野		
				保健医療サービスの知識等		福祉サービスの知識等 (15問)
				基礎 (15問)	総合 (5問)	
ア 医師又は歯科医師		40問	受験	免除	免除	受験
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師又は栄養士(管理栄養士を含む。)		45問	受験	免除	受験	受験
ウ 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士		45問	受験	受験	受験	免除

(注) ア、イ又はウの区分を超えて複数の法定資格を取得している者は、該当する区分の双方の免除対象となります。

5 身体障害者等に対する受験特別措置

身体に障害等がある受験者には、本人の申出により、解答方法、試験時間等の特別措置を行いますので、該当する場合には身体障害者等受験特別措置申請書等を提出してください。

6 受験手続

(1) 申込方法

次の書類を郵送(簡易書留等確実な方法によること。)により、長野県社会部高齢福祉課に提出してください。

ア 必須提出書類

(7) 受験申込書(所定の用紙によります。)

(4) 実務経験証明書(所定の用紙によります。)

受験申込時点で必要従事期間を満たさない者は、実務経験見込証明書を提出してください。この場合は、平成17年11月1日(火)までに実務経験証明書を提出してください。なお、平成16年度の長野県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書に受験資格を満たすことの証明となる実務経験証明書を添付して受理された者は、実務経験証明書の提出を省略することができます。

(7) 在職証明書又は住民票の写し

受験申込書を提出する時点において、受験資格となる業務に従事している者は在職証明書(所定の用紙によります。)を、無職又は受験資格となる業務に従事していない者は住民票の写しを提出してください。

イ 受験資格によって提出が必要となる書類

(7) 法定資格取得者の場合

法定資格の取得が証明できる書類(免許等)の写し

(4) 社会福祉主事任用資格等を有することを要件とする者の場合

社会福祉主事任用資格を有することを証明する書類、訪問介護員養成研修2級課程(これに相当する研修を含む。)修了証書等の写し、社会福祉施設長資格認定講習会(これに相当する研修を含む。)の修了証書等の写し

(7) ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務に従事している者の場合

当該団体の概要(市町村ボランティアセンター等に登録されている団体については、その旨を証明する書類及び当該団体の概要)

(4) 国が定めるサービス指針(ガイドライン)を満たす民間事業者において相談援助業務に従事している者の場合

確認証明書(所定の用紙によります。)

ウ その他の事由により提出が必要となる書類

(7) 実務経験証明書の証明を行う者と受験申込者が同一の場合

開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の書類の写し

(4) 個人契約で、個人の家庭において介護業務に従事した家政婦の場合

契約書及び業務日誌の写し

(7) (7)以外で証明を行う者と受験申込者が同一の場合

証明内容を客観的に証明できる書類

(4) 受験申込書の氏名と免許等の氏名が異なる者の場合

戸籍抄本

(2) 試験手数料

試験手数料(6,500円)は、長野県収入証紙により(受験申込書にはって、消印しないこと。)納付してください。

(3) 受付期間

平成17年7月20日(水)から8月3日(水)まで(平成17年8月3日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。)

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、受験票を交付します。

8 合格発表

合格した受験者に対して、合格の通知を行うほか、合格者の受験番号を県のホームページに掲載します。県庁及び地方事務所においても掲示を行います。

9 試験結果の開示について

試験結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

なお、口頭により開示を請求する場合は、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人が開示を行う場所に直接来所してください。

(1) 開示請求することができる試験結果

正答割合

(2) 開示する期間

試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県社会部高齢福祉課(県庁4階)

(4) 必要書類

運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等本人であることを証明できる書類を持参してください。

10 介護支援専門員実務研修について

試験の合格者には、県が行う介護支援専門員実務研修の日程等詳細について通知します。

11 その他

(1) 試験の詳細については、「受験案内」を参照してください。

(2) 受験案内、受験申込書等は、長野県社会部高齢福祉課、地方事務所及び長野県内の保健所で配布します(郵送により配布を希望する場合は、封筒の表面に「介護支援専門員実務研修受講試験受験案内請求」と朱書き、240円切手をはったあて先明記の角形2号の返信用封筒を同封のうえ、長野県社会部高齢福祉課(県庁専用郵便番号:380-8570)に請求してください。)

(3) この試験に関する問い合わせは、長野県社会部高齢福祉課(電話:026-235-7121)に行ってください。

高齢福祉課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年4月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ライフサポートサービス

3 代表者の氏名

山崎雅史

4 主たる事務所の所在地

長野県上田市常磐城3丁目5番1号

5 定款に記載された目的

当法人は、援助が必要な県民(高齢者・障害者・歩行困難者・故人など)の移動の支援をはかり、そのための社会的な環境を整備します。

そして以上の活動を通じてすべての人々の移動が自由に行えるようにし、健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進を目的とすると共に、高額な支出や決まった形式に余儀なくされているものを各時代の経済状況や各個人の価値観、意識に合わせた新たな形式を、受け入れることができる街づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりあります。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日年月日	患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成17年4月18日	患畜	1	南安曇郡三郷村

畜産課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日年月日	患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成17年4月25日	患畜	1	下伊那郡豊丘村

畜産課

公告

県営塩川地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営塩川地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年5月13日から6月9日まで

3 縦覧の場所

上田市役所

土地改良課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成17年5月12日

長野県知事 田中康夫

1 建築物の建築の計画

(1) 建築場所

北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141-235、2141-217

(2) 建築主氏名

株式会社ビルケアビジネス 取締役社長 高橋秀明

(3) 用途地域

第一種低層住居専用地域

(4) 敷地面積

6,493.00平方メートル

(5) 主要用途

保養所

(6) 構造及び階数

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下一階、地上二階建て

(7) 工事種別

増築

(8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	47.54㎡	882.52㎡	930.06㎡
延べ面積	56.94㎡	1,258.04㎡	1,314.98㎡

(9) 建ぺい率 14.32パーセント 容積率 19.99パーセント

2 日時 平成17年5月17日(火) 午後2時00分から

3 場所 軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築管理課

公告

高瀬川右岸土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成17年5月12日

長野県北安曇地方事務所長 廣田 功夫

理事

退任

氏名 住所

遠藤 久雄 北安曇郡松川村2801番地8

土地改良課

公告

下水内郡豊田村豊井土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年5月12日

長野県北信地方事務所長 古坂 和俊

理事

新任

氏名 住所

神田 明光 中野市大字上今井642番地1

馬場 一郎 中野市大字大保69番地

重任

氏名 住所

小林 澄男 中野市大字栗林546番地

神田 寿一 中野市大字上今井2676番地2

小林 進一郎 中野市大字上今井2644番地1

佐藤 俊彦 中野市大字上今井626番地

西野 保 中野市大字上今井2666番地

神田 行延 中野市大字上今井3785番地

神田 政秀 中野市大字上今井598番地

小林 憲司 中野市大字上今井541番地

小林 幸孝 中野市大字上今井617番地

藤田 三夫 中野市大字上今井676番地1

清水 隆一 中野市大字栗林666番地

清水 武祐 中野市大字栗林653番地

退任

氏名 住所

小林 稔 中野市大字上今井654番地1

久野 常志 中野市大字大保175番地

監事

新任

氏名 住所

小林 稔 中野市大字上今井654番地1

重任

氏名 住所

神田 勤一郎 中野市大字上今井539番地

松島 吉右門 中野市大字栗林640番地

小林 信重 中野市大字上今井2661番地

退任

氏名 住所

小林 裕造 中野市大字上今井2734番地1

土地改良課

公告

平成17年4月12日認可した長野市による下石川地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成

17年4月13日行った旨届出がありました。

平成17年5月12日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

農村整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年5月12日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 許可番号 平成16年7月20日
長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-12号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字追分字小田井道上14-1、14-2、14-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-4 シルバービル
株式会社サミュエル 取締役社長 碓田 茂

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年5月12日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 許可番号 平成16年12月28日
長野県指令16建第8-14号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘吉田字尾島2552-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市寿台3丁目11-C-15 逸見 明、逸見増子

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年5月12日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

- 1 許可番号 平成17年1月20日
長野県長野地方事務所指令16長地建第29-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上水内郡信濃町大字野尻字狐久保430-10、430-11、432-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上水内郡信濃町野尻541番地
石田工務店株式会社 代表取締役 石田 正士

建築管理課

公告

平成17年度長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成17年5月12日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

- 1 試験の対象となる職
長野県の諸機関に勤務する主事、技師等の職
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	若干名	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
社会福祉	〃	ケースワーク、社会福祉施設入所者の生活指導等
心理	〃	心理学的判定、精神保健・児童に関する相談・助言等
電気	〃	商工業の振興、工業に関する試験研究、電気設備に関する設計・施工管理、職業訓練等
機械	〃	商工業の振興、工業に関する試験研究、機械設備に関する設計・施工管理・保守管理、職業訓練等
林業	〃	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
建築	〃	県営住宅等県立施設の設計・施工管理、建築指導等
薬剤師	〃	薬事監視、環境衛生に関する監視、調剤等
保健師	〃	精神保健・難病等に関する相談、保健指導、家庭訪問等
獣医師	〃	食品衛生・環境衛生に関する監視、動物の保護・管理、と畜検査、家畜防疫、家畜等に関する試験研究等

3 受験資格

(1) 年齢等

次のいずれかに該当する者

- ア 昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師の試験区分にあっては昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者、獣医師の試験区分にあっては昭和45年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者とする。
- イ 昭和59年4月2日以降に生まれた者（獣医師の試験区分にあっては昭和57年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) 資格又は免許

試験区分	資 格 又 は 免 許
社 会 福 祉	社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者（平成18年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。）
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者（平成18年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
保 健 師	保健師の免許を有する者（平成18年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
獣 医 師	獣医師の免許を有する者（平成18年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）

(3) この試験を受験できない者

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
教 養 試 験	大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
専 門 試 験	大学卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての択一式筆記試験。ただし、行政の試験区分にあっては、選択解答制による択一式筆記試験とする。

- (注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。
- 2 教養試験は、出題数50題のうち20題を必須解答とし、残り30題から20題を選択して解答する方式で、解答数は合わせて40題です。
- 3 専門試験は、出題数40題で40題解答です。ただし、行政の試験区分にあっては、出題数50題のうち40題を選択して解答する方式です。
- 4 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

各試験の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試 験	配 点	合 格 基 準
教 養 試 験	400 点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率
専 門 試 験	400 点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率
合 計	800 点	

ウ 日時及び場所

(7) 日 時 平成17年6月26日(日) 午前9時

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試 験 地	試 験 会 場
長 野 市	篠ノ井高等学校
	更級農業高等学校（予備会場）
松 本 市	松本蟻ヶ崎高等学校
	松本美須ヶヶ丘高等学校（予備会場）

エ 第1次試験合格者の発表

平成17年7月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所（長野地方事務所を除く）

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接（2回）及び集団討論（1回）による試験
性格検査	性格についての検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
論文試験	1000点	評定は5段階で行い、試験員3人のうち最下位の段階の評定をした試験員が2人以上いないこと
口述試験		評定は5段階で行い、試験員3人のうち下位2段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
合計	1000点	

ウ 日時及び場所

平成17年7月中旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成17年8月上旬に、第2次試験受験者全員に可否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所（長野地方事務所を除く）

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県知事等）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用面接の結果等に基づき採用者を決定します。したがって、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。

(2) 採用は、原則として平成18年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

(4) 3の(2)の表の試験区分欄に掲げる試験区分にあっては、同表の資格又は免許欄に掲げる資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うこととなります。

7 給与等

現行の初任給の月額、薬剤師、保健師及び獣医師を除く試験区分にあっては16万8,530円、薬剤師の試験区分にあっては17万3,850円、保健師の試験区分にあっては19万2,185円（中学校卒業後の通算修学年数が7年に満たない場合には18万6,770円）、獣医師の試験区分にあっては19万2,185円です（なお、研究職に採用された場合は、獣医師を除く試験区分にあっては18万3,635円、獣医師の試験区分にあっては20万925円です。）。

この初任給の月額は平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5パーセント）後の額です。

また、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ (<http://www.pref.nagano.jp>) からダウンロードすることもできます。

長野県人事委員会事務局

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「上級請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局(〒380-8570:県庁専用郵便番号 所在地:長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり(インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり)、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成17年5月17日(火)から5月31日(火)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。(土曜日及び日曜日は閉庁日です。)

なお、郵送による申込みは、5月31日までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、6月1日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

6月10日(金)に発送する予定です。

9 試験結果の開示について

この試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線4234・4235)に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。